



佐賀県公報

平成16年
2月20日
(金曜日)
第12419号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(二一八・福祉課)	一
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(二一九・)	二
○生活保護法に基づく施術機関の指定	(二二〇・)	二
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(二二一・)	二
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(二二二・)	四
○生活保護法に基づく介護療養型医療施設の指定	(二二三・)	四
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更	(二二四・)	四
◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(二二五・漁政課)	五
○道路の区域の変更	(二二六・道路課)	五
○道路の供用開始	(二二七・)	五
○道路の区域の変更	(二二八・)	六
○道路の供用開始	(二二九・)	六
○道路の区域の変更	(二三〇・)	六
○道路の供用開始	(二三一・)	七
○建築基準法に基づく建築物に係る制限	(二三二・建築住宅課)	七
○	(二三三・)	九
○	(二三四・)	九
○	(二三五・)	一〇
○	(二三六・)	一〇
○	(二三七・)	一一
○	(二三八・)	一一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(生活文化課)	三三
○大規模小売店舗の変更に係る意見	(商工課)	三三
○	()	三三
○土地改良区役員の就任届	(農村計画課)	三三
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	三四
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	三四
○	()	三九
○	()	四〇
○	()	四一
○	()	四二
○	()	四三
○	()	四四
○	()	四五
○	()	四六
○	()	四七
○	()	四八
○	()	四九
○	()	五〇
○	()	五一

告示

●佐賀県告示第百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の廃止の届出があった。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日	名称	所在地	指定年月日
陣内内科・小児科クリニック	佐賀市若宮三丁目八一番地一	平成一五・一二・一	あおば薬局	佐賀市本庄町大字本庄二〇二番地一八	平成一五・一二・一
藤井内科小児科	唐津市大石町二四一四番地	平成一五・一一・一八	健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一番二番地一	〃
西谷歯科医院	佐賀郡大和町大字尼寺二五七三番地	平成一五・一二・一	有限会社健心薬局 嬉野店	藤津郡嬉野町大字下宿甲四二四九番地一	平成一五・一一・一
西部歯科医院	藤津郡太良町大字多良一五六四番地	平成一五・三・一	●佐賀県告示第百二十号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療機関を指定した。 平成十六年二月二十日	佐賀県知事 古川 康	
●佐賀県告示第百十九号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療機関を指定した。 平成十六年二月二十日 佐賀県知事 古川 康			●佐賀県告示第百二十一号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成十六年二月二十日 佐賀県知事 古川 康		
陣内内科・小児科クリニック	佐賀市若宮三丁目五番一七号	平成一五・一二・一	いざき整骨院	武雄市朝日町大字甘久一七八七番地一	平成一五・一二・一
藤井内科・小児科	唐津市大石町二四一四番地	平成一五・一一・一八	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類		
西谷歯科医院	佐賀郡大和町大字尼寺二五七三番地	平成一五・一二・一			
西部歯科医院	藤津郡太良町大字多良一五六四番地	平成一五・三・一			

<p>名称 さつき苑</p> <p>所在地 佐賀市西与賀町大字厘外八百四十一番地九号</p> <p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 株式会社インターケア佐賀</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 インターケア佐賀訪問介護ステーション</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 医療法人小島医院</p> <p>所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 医療法人小島医院デイサービスセンターおたっしや倶楽部</p> <p>所在地 伊万里市波多津町辻五千四百四十一番地</p> <p>サービスの種類 通所介護</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社しようほう</p> <p>所在地 神埼郡神埼町大字田道ヶ里二千二百十六番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 ロイヤルケア神埼デイサービス</p> <p>所在地 神埼郡神埼町大字本堀千六百二十番地の一</p> <p>サービスの種類 通所介護</p>	<p>イ 名称 介護付有料老人ホームロイヤルケア神埼</p> <p>所在地 神埼郡神埼町大字本堀千六百二十番地の一</p> <p>サービスの種類 特定施設入所者生活介護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社ケイテック</p> <p>所在地 三養基郡上峰町大字坊所千八百二十番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 有限会社ケイテックデイサービス「仲間館・心」</p> <p>所在地 三養基郡上峰町大字坊所千八百二十番地三</p> <p>サービスの種類 通所介護</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 有限会社コトブキ</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字上小田千二百六十一番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 江北紀水苑</p> <p>所在地 杵島郡江北町大字上小田千二百六十八番地一</p> <p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 医療法人うれしの</p> <p>所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> <p>名称 デイサービスセンターはつらつ</p> <p>所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一</p> <p>サービスの種類 通所介護</p>
---	---

イ 名称 福田病院

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一
サービスの種類 短期入所療養介護

八 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 福田貞義

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 通所リハビリげんき

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一
サービスの種類 通所リハビリテーション

九 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社エムエス

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム私とゆかいな仲間

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百二十九番地一
サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社インターケア佐賀

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 インターケア佐賀居宅介護支援センター

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

●佐賀県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人うれしの

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 福田病院

所在地 藤津郡嬉野町大字下宿甲四千百十五番地一

●佐賀県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

<p>●佐賀県告示第百二十五号</p> <p>佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>別表の二の項中「年一・二％」を「年一・一五％」に、「年一・〇％」を「年〇・九五％」に改める。</p> <p>附則</p> <p>1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十六年一月二十六日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。</p> <p>2 平成十六年一月二十五日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。</p> <p>●佐賀県告示第百二十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p>	<p>新</p> <p>太陽セランド株式会社佐賀営業所</p>	<p>旧</p> <p>太陽セランド株式会社佐賀支店</p>	<p>所在地</p> <p>武雄市朝日町大字甘久三四七四番地三</p>	<p>変更年月日</p> <p>平成一五・一〇・二八</p>
---	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------

<p>●佐賀県告示第百二十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>道路の種類</p> <p>及び路線名</p>	<p>道</p> <p>路</p> <p>の</p> <p>区</p> <p>域</p>	<p>佐賀県知事 古川 康</p>
	<p>坊所城島線</p> <p>三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二 三九四番二地先から 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二 三四二番一地先まで 三養基郡上峰町大字坊所字三本谷二 三四九番一地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津毛二 二番一地先まで</p>	<p>区</p> <p>間</p> <p>後</p> <p>前</p>	<p>変更前 の別</p> <p>幅員</p> <p>メートル</p> <p>延長</p> <p>メートル</p>

<p>●佐賀県告示第百二十九号</p>	<p>道路の種類及び路線名</p>	<p>道路の区間</p>	<p>変更前後の別</p>	<p>幅員</p>	<p>延長</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>●佐賀県告示第百二十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>路線名</p>	<p>供用開始の区間</p>	<p>供用開始の期日</p>
	<p>県道 筒井万賀里川線</p>	<p>東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から</p>	<p>東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂 五二四番一地从先から</p>	<p>後 七・八</p>	<p>前 七・八</p>			<p>三四・四 二〇〇・六</p>	<p>二二一・〇 二二一・五</p>	<p>県道 坊所城島線</p>
<p>●佐賀県告示第百三十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>路線名</p>	<p>供用開始の区間</p>	<p>供用開始の期日</p>	<p>県道 筒井万賀里川線</p>	<p>東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五二四番一地从先から 東松浦郡肥前町大字湯野浦字日ノ坂五二四番一地从先まで</p>	<p>平成一六・二・二〇</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月二十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>			

道路の種類 及び路線名	道路		変更 後の別	区		域 延長
	区	間		幅 員	員	
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町木場字清水二一六 八番地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六四四 番四地先まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番九地先まで	後	三三・七 〇	一、七三二・三	
			前	一一・〇 〇		
県道 筒井万賀里川 線	伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番九地先まで	伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九 番九地先まで	後	五三・〇 〇	一、一五五・〇	
			前	一一・六 六		
						一、七四五・一
						一、三三八・六

●佐賀県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年二月二十日から平成十六年三月十九日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市波多津町木場字清水二一六八番地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六四四番四地先まで	平成一六・二・二〇
県道 筒井万賀里川線	伊万里市波多津町筒井字原田六二九番四地先から 伊万里市波多津町筒井字原田六二九番九地先まで	平成一六・二・二〇

●佐賀県告示第百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び唐津市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
唐津都市計画区域のうち、唐津市内の用途地域の指定のない区域
- 二 決定した数値

<p>唐津市高島のうち高島漁港護岸と市道西原中原線起点との交点を起点とし、同市道を北東に進み市道高島四号線及び市道高島横断線との交点に至り、市道高島横断線を東に進み市道高島東原線との交点に至り、同市道を南に進み高島漁港護岸との交点に至り、同護岸の海沿いを西に進み起点に至る線で囲まれた区域、同市神集島のうち神集島漁港護岸と市道神集島火葬場線との交点を起点とし、同市道を北に進み市道神集島二号線との交点に至り、同市道を南に進み市道神集島線の交点に至り、同市道を北西に進み神集島漁港護岸の海沿いとの直近の交点に至</p>	
	<p>法第五十二條第一項第六号に掲げる数値(容積率)</p>
	<p>法第五十三條第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)</p>
	<p>法別表第三(に)欄の五の項に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)</p>
	<p>法第五十六條第一項第二号に掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)</p>
<p>り、同護岸の海沿いを北に進み起点に至る線で囲まれた区域、同市相賀のうち国道二〇四号と市道相賀五号線との交点を起点とし、同市道を東に進み市道相賀四号線との交点に至り、同市道を南に進み市道相賀九号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀十号線との交点に至り、同市道を東に進み県営農道相賀・東山支線との交点に至り、同農道を南に進み市道相賀海岸線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀一、二、三、四号線との交点に至り、同市道を西に進み相賀漁港三号護岸との交点に至り、同護岸及び相賀漁港四号護岸の海沿いを南西に進み国道二〇四号との交点に至り、同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市湊町のうち西郷川と国道二〇四号との交点を起点とし、同国道を南東</p>	<p>り、同護岸の海沿いを北に進み起点に至る線で囲まれた区域、同市相賀のうち国道二〇四号と市道相賀五号線との交点を起点とし、同市道を東に進み市道相賀四号線との交点に至り、同市道を南に進み市道相賀九号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀十号線との交点に至り、同市道を東に進み県営農道相賀・東山支線との交点に至り、同農道を南に進み市道相賀海岸線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀一、二、三、四号線との交点に至り、同市道を西に進み相賀漁港三号護岸との交点に至り、同護岸及び相賀漁港四号護岸の海沿いを南西に進み国道二〇四号との交点に至り、同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市湊町のうち西郷川と国道二〇四号との交点を起点とし、同国道を南東</p>
<p>十分の二十</p>	
<p>十分の七</p>	
<p>一・五</p>	
<p>一・二五</p>	

に進み市道湊町方新海線との交点に至り、同市道を南に進み市道湊新海線との交点に至り、同市道を東に進み市道湊中学校線との交点に至り、同市道を北に進み市道湊塩田線との交点に至り、同市道を東に進み市道湊浜六号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道湊浜一号線との交点に至り、同市道を南に進み鯛場川と川を北西に進み市道湊浜方線との交点に至り、同市道を南に進み市道湊岡一号線との交点に至り、同市道を西に進み市道湊町方線との交点に至り、同市道を北西に進み市道湊岡線との交点に至り、同市道を西に進み市道湊打上線との交点に至り、同市道を西に進み西郷川との交点に至り、西郷川を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

右に掲げる区域以外の区域	十分の六
--------------	------

●佐賀県告示第百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び浜玉町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

唐津都市計画区域のうち、浜玉町内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三(ロ)欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び呼子町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
呼子都市計画区域
- 二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	呼子町大字呼子字尾ノ上、字彦ノ上、字長沙子、字坊山、字高尾及び字野中並びに大字殿ノ浦字吹上、字マツバ、字ヲカ、字殿ノ浦及び字松尾田の区域		法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値(容 積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)	法別表第三 (に)欄の五の 項に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配)	法第五十六 条第一項第 二号に掲 げる数値 (隣地斜線 制限のこう 配)
	十分の二十					
	十分の六	十分の七				
	一・五		一・二五			

●佐賀県告示第百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二
条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び
第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、
及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す
る。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び相知
町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
相知都市計画区域
- 二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	国道二〇三号と県道山崎・西相知停車場線との交点を起点とし、同県道を南に進みJR唐津線との交点に至り、JR唐津線を東に進み国道二〇三号との交点に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域		法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値(容 積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)	法別表第三 (に)欄の五の 項に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配)	法第五十六 条第一項第 二号に掲 げる数値 (隣地斜線 制限のこう 配)
	十分の二十					
	十分の六	十分の七				
	一・五		一・二五			

●佐賀県告示第百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二
条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び
第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び伊万里市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

伊万里都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	伊万里市波多津町大字辻字五本松、字柳谷、字浜新田、字大園、字嶽、字永田、字野林、字高尾及び字小湯ノ浦の区域	十分の二十	十分の七	十分の六	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）

●佐賀県告示第百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び

第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び鹿島市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

鹿島都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	鹿島市浜町字北舟津、字町添、字番所、字松岡及び字町裏籠（用途地域指定区域を除く。）並びに古枝字堂園、字一本松及び字岩本の区域	十分の二十	十分の七	十分の六	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
					法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）

●佐賀県告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び

第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び嬉野町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

嬉野都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

嬉野町大字吉田字皿屋丁、字瓢箪丁、字大黒丁、字羽口丁、字上羽口丁及び字馬場頭丁の区域 右に掲げる区域以外の区域	十分の二十	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（ロ）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
		十分の七	十分の六	一・五	一・二五
	十分の二十	十分の六	一・五	一・二五	

●佐賀県告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び武雄市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

武雄都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（ロ）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び白石町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

白石都市計画区域

二 決定した数値

右に掲げる区域以外の区域	JR長崎本線と県道武雄・福富線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道大戸第一号線との交点に至り、同町道を東へ進み国道二〇七号との交点に至り、同国道を南に進み町道甘治・中甘治線との交点に至り、同町道を西に進み町道多田甘治線との交点に至り、同町道を西に進みJR長崎本線との交点に至り、JR長崎本線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値（容 積率）	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値（建 ぺい率）	法別表第三 （に欄の五の 項に掲げる 数値（道路 斜線制限の こう配）	法第五十六 条第一項第 二号に掲げ る数値 （隣地斜線 制限のこう 配）
		十分の二十	十分の七	一・五	一・二五
		十分の六			

●佐賀県告示第百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十二

条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び

第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、

及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す

る。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び多久市において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

多久都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

多久市と小城町との境界と九州横断自動車道との交点から、同自動車道を西に進み国道二〇三号東多久バイパスとの交点に至り、同国道を西に進み厳木多久有料道路との交点に至り、同有料道路を西に進み市道山犬原・立山線との交点に至り、同市道を北に進み県道岸川・筋原線との交点に至り、同県道を西に進み多久都市計画区域と同区域外の直近の境界との	法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値（容 積率）	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値（建 ぺい率）	法別表第三 （に欄の五の 項に掲げる 数値（道路 斜線制限の こう配）	法第五十六 条第一項第 二号に掲げ る数値 （隣地斜線 制限のこう 配）
	十分の十	十分の六	一・五	一・二五

交点までの線以北の区域	
右に掲げる区域以外の区域	十分の二十

●佐賀県告示第百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び小城町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

小城都市計画区域

二 決定した数値

九州横断自動車道以北の区域（小城町大字松尾字清水二二二二番から二二八二番三までの区域にあつ	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
---	-------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------------

ては二二五番三、二二五四番三、二二六一番二、二二六四番二、二二六五番二、二二七一番及び二二七〇番の区域に限る。）	十分の十	十分の六		
小城町字北小路、字新小路、字東小路、字蛭子町、字下町、字中町及び字上町の区域並びに大字松尾字清水二二二二番から二二八二番三まで（二二五番三、二二五四番三、二二六一番二、二二六四番二、二二六五番二、二二七一番及び二二七〇番を除く。）の区域	十分の二十	十分の七	一・五	一・二五
右に掲げる区域以外の区域		十分の六		

●佐賀県告示第百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び牛津町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
牛津都市計画区域
- 二 決定した数値

牛津町大字牛津字牛津一及び字牛津二並びに大字柿樋瀬字江五角及び字江六角の区域	右に掲げる区域以外の区域	法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値(容 積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)	法別表第三 (に)欄の五の 項に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配)	法第五十六 条第一項第 二号に掲げ る数値 (隣地斜線 制限のこう 配)
		十分の二十	十分の七	一・五	一・二五
		十分の六			

●佐賀県告示第四百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二
条第一項第六号、第五十三條第一項第六号並びに第五十六條第一項第一号及び
第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、
及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す
る。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び大和
町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

佐賀都市計画区域のうち、大和町内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値 (容積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値 (建ぺい率)	法別表第三(に)欄の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六條第一 項第二号ニに掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二
条第一項第六号、第五十三條第一項第六号並びに第五十六條第一項第一号及び
第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、
及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用す
る。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び諸富
町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
佐賀都市計画区域のうち、諸富町内の用途地域の指定のない区域
- 二 決定した数値

諸富町大字徳富字三	右に掲げる区域以外の区域	法第五十二 条第一項第 六号に掲げ る数値(容 積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)	法別表第三 (に)欄の五の 項に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配)	法第五十六 条第一項第 二号ニに掲 げる数値 (隣地斜線 制限のこう 配)
		十分の十	十分の六	一・五	一・二五

右に掲げる区域以外の区域	丁分の区域及び同町大字山領のうち国道二〇八号と町道役場・陣内線との交点を起点とし、同町道を北に進み町道小杭北部線との交点に至り、同町道を西に進み町道小杭・太田線との交点に至り、同町道を西に進み町道小杭公園線との交点に至り、同町道を西に進み県道佐賀環状自転車道との交点に至り、同県道を南東に進み国道二〇八号との交点に至り、同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域（用途地域指定区域を除く。）
十分の十	十分の二十
	十分の六
	一・五
	一・二五

●佐賀県告示第百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び川副

町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定した区域
川副都市計画区域
- 二 決定した数値

川副町大字早津江津のうち町道保養院南線と県道大詫間光法停車場線との交点を起点とし、同県道を南に進み旧国道四四四号との交点に至り、同国道を南に進み町道加仁町村中支線一号線との交点に至り、同町道を東に進み県道大詫間光法停車場線との交点に至り、同県道を北に進み町道早津江一五のヨ号線との交点に至り、同町道を北に	十分の十	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）
	十分の六	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）
		法別表第三（欄の五の）に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）
		法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）

<p>進み町道保養院南線との交点に至り、同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域、同町大字犬井道のうち国道四四四号と町道役場・下の宮線との交点を起点とし、同町道を南に進み町道田中北一号線との交点に至り、同町道を西に進み町道田中北二号線との交点に至り、同町道を南に進み町道田中村中線との交点に至り、同町道を南東に進み町道田中村中支線一号線との交点に至り、同町道を南に進み町道呉服ノ道久線との交点に至り、同町道を東に進み町道田中野村西線との交点に至り、同町道を南に進み町道野村村中線との交点に至り、同町道を東に進み町道役場・下の宮線との交点に至り、同町道を北に進み町道南小路線との交点に至り、同町道を東に進み町道呉服ノ道久線との交点に至</p>
<p>十分の二十</p>
<p>十分の七</p>
<p>一・五</p>
<p>一・二五</p>
<p></p>
<p>り、同町道を南に進み町道南小路南線との交点に至り、同町道を東に進み町道平田分・呉服線との交点に至り、同町道を北に進み国道四四四号との交点に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域並びに同町大字小々森のうち県道佐賀空港線と町道広江・小々森線との交点を起点とし、同町道を南に進み町道広江南線との交点に至り、同町道を南に進み町道広江村中南線に至り、同町道を西に進み町道広江村中線一号線との交点に至り、同町道を西に進み県道佐賀空港線との交点に至り、同県道を南西に進み町道八田江線との交点に至り、同町道を北に進み町道広江北線との交点に至り、同町道を東に進み南に向かう道との交点に至り、同道を南に進み県道佐賀空港線との交点に至り、同県</p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>

右に掲げる区域以外の区域	道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域及び町道八田江線と町道佐房東線との交点を起点とし、同町道を南に進み町道佐房南線との交点に至り、同町道を西に進み町道八田江線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域
十分の六	

●佐賀県告示第百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び神埼町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

神埼都市計画区域

二 決定した数値

九州横断自動車道以北の区域	JR長崎本線と馬場川との交点を起点とし、馬場川を南に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西に進み町道四丁目・千代田町堺線との交点に至り、同町道を南に進み町道四丁目小津ケ里・本堀線との交点に至り、同町道を東に進み最東の町道栄町住宅線との交点に至り、同町道を北に進み町道四丁目・七日町線との交点に至り、同町道を東に進み町道四丁目・二丁目線との交点に至り、同町道を南東に進み馬場川との交点に至り、馬場川を南東に進み町道権現堂橋・本堀線と国道三八五号との交点に至り、同国道	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	十分の十	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	十分の六	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
---------------	--	-------------------------	------	--------------------------	------	---------------------------------	---------------------------------

右に掲げる区域以外の区域	を北に進み県道肥前神埼停車場線との交点に至り、さらに同国道を東に進み三本松川との交点に至り、三本松川を北に進みJR長崎本線との交点に至り、JR長崎本線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道四丁目・七日町線(町道栄町住宅線との交点から町道四丁目・二丁目線との交点までの区間に限る。)の南側境界から南へ五十メートルの距離の区域並びに国道三八五号(三本松川との交点から県道肥前神埼停車場線との交点までの区間に限る。)の南側境界から南へ四十メートルの距離の区域
十分の六	十分の七
	一・五
	一・二五

●佐賀県告示第百四十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び東脊振村において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日
佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域
佐賀東部都市計画区域のうち、東脊振村の区域

二 決定した数値

九州横断自動車道以北(東脊振村大字石動字二本松一八〇〇番一から一八〇〇番五まで、一八〇〇番八から一八〇〇番一まで、一八三〇番一から一八三〇番三まで、一八三〇番七、一八三〇番八、一八三〇番一〇、一	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	法別表第三(に)欄の五の項に掲げる数値(道路斜線制限のこう配)	法第五十六条第一項第二号ニに掲げる数値(隣地斜線制限のこう配)
---	-------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------------

八三〇番一、一八三〇番一五、一八三〇番一七から一八三〇番二二まで、一八三〇番二四、一八三〇番二五及び一八三〇番二七から一八三〇番二九まで並びに大字三津字戦場一五番一八から一五五番二一まで、一五五番二三から一五五番二六まで、一五五番三〇、一五五番三一、一五五番三三から一五五番四〇まで、一五五番三八、一五五番四〇から一五五番四二まで、一五五番四七、一五五番五、一五五番六、一五五番一〇、一五五番六九、一五五番七一、一五五番七三、一五五番八及び一五五番九並びに字浦田一五五四番六、一五六二番一〇、一五六二番二一、一五六二番七から一五六二番八二まで及び一五六二

十分の十

十分の六

一・五

一・二五

番八六から一六六二番八九までを除く。）の区域
右に掲げる区域以外の区域

十分の二十

●佐賀県告示第百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び三田川町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

佐賀県東部都市計画区域のうち、三田川町の区域

二 決定した数値

三田川町と神埼町との境界とJR長崎本線との交点を起点とし、JR長崎本線を東に進み町道蓮津・	法第五十二条第一項第六号に掲げる数値（容積率）	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第三（に）欄の五の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第五十六条第一項第二号に掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）

上ノ原線との交点に至り、同町道を南に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同町道を東に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同町道を南西に進み国道三三五号との交点に至り、同国道を西に進み三田川町と神埼町との境界との交点に至り、この交点沿いの田手川を北に進み国道三四号との交点に至り、同国道を西に進み三田川町と神埼町との境界との交点に至り、同境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道田手村・目達原線（町道荝野・前牟田線との交点から国道三三五号との交点までの区間に限る。）及び国道三三五号（町道田手村・目達原線との交点から三田川町と神埼町との境界との交点までの区間に限る。）の南側又は東側境界か

十分の二十

十分の七

一・五

一・二五

右に掲げる区域以外の区域	ら南又は東へ三十メートルの距離の区域（町道荝野・前牟田線以東を除く。）並びに国道三四号（田手川との交点から三田川町と神埼町との境界との交点までの区間に限る。）の南側境界から南へ三十メートルの距離の区域
十分の六	

●佐賀県告示第百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び上峰町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

佐賀東部都市計画区域のうち、上峰町の区域（平成十五年一月二十九日に新たに都市計画区域に含まれた区域を除く。）

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(欄) の五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 の(こう配))	法第五十六条第一 項第二号二に掲げ る数値(隣地斜線 制限の(こう配))
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び北茂安町において縦覧に供する。

平成十六年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

北茂安都市計画区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(欄) の五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 の(こう配))	法第五十六条第一 項第二号二に掲げ る数値(隣地斜線 制限の(こう配))
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年4月5日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 エヌピーオー活動支援・未来

(2) 代表者の氏名 塚本大助

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市和多田海士町5番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉、環境をはじめとする様々な分野における特定非営利活動を行う団体や地域ボランティアに対して、その活動を支援育成し、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、不特定かつ多数のもの、利益の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

唐津ショッピングモールA

<p>唐津市神田字長サ作2226番地 1 外</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 唐津市</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年2月20日から 平成16年3月19日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、大和町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月20日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>ハローニ寺店</p> <p>佐賀郡大和町大字市尼寺1477番地 4</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要</p> <p>ア 市町村名 大和町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年2月20日から 平成16年3月19日まで</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。</p> <p>平成16年2月20日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
--	---

役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理事	納富 會明	三養基郡上峰町大字坊所2066番地	平成16年1月17日退任
"	古賀 善明	" 630番地の1	"
"	岡 光廣	" 932番地の1	"
"	江頭 正弘	" 大字江迎382番地1	"
"	指山 和男	" 1600番地	"
"	高島 幸雄	" 1849番地1	"
"	大隈 良博	" 大字前牟田1010番地	"
"	坂井 保夫	" 1343番地	"
"	平井 忠義	" 2157番地1	"
"	原 正孝	" 大字江迎575番地口の2	"
"	大川 紀男	" 大字坊所681番地	"
"	原 修身	" 北茂安町大字中津隈3944番地	"
監事	秋山 正綱	" 上峰町大字坊所1981番地の1	"
"	高島 富男	" 大字江迎2480番地	"
"	原 重雄	" 大字前牟田2151番地の1	"
"	原 茂巳	" 北茂安町大字中津隈3960番地の1	"
理事	大川 紀男	三養基郡上峰町大字坊所681番地	平成16年1月18日就任
"	田中 敏春	" 1998番地の1	"
"	吉田 豊	" 202番地の2	"
"	八谷 博臣	" 662番地	"
"	野副 正博	" 大字前牟田1702番地	"
"	鶴田 節男	" 596番地1	"
"	藤戸 一美	" 4番地の2	"
"	原 正孝	" 大字江迎575番地口の2	"
"	江崎 茂	" 710番地1	"
"	後藤 喬	" 1292番地	"
"	吉富 正治	" 2163番地2	"
"	藤光 輝雄	北茂安町大字中津隈3919番地	"
監事	而原 眞	上峰町大字坊所716番地	"
"	指山 和男	" 大字江迎1600番地	"
"	坂井 保夫	" 大字前牟田1343番地	"

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
23	神埼郡三田川町大字立野字立野1253番地2、1252番2、1252番3、1278番の一部及び1300番の一部	平成16.2.9	6.25～6.35	49.90

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

” 最所 勝美 ” 北茂安町大字中津隈3856番地の3 ”

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

西松浦郡西有田町山谷字神林乙4214番107、4214番109、4214番227及び4214番228

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊万里市東山代町天神2509番地
有限会社エコ・クリーンフアインズ

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年2月20日

佐賀県知事 古 川 康